

## 公益財団法人日本ハンドボール協会 全国理事長会運営規程

### (目的)

第 1 条 公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という）は、本協会の加盟団体である各都道府県ハンドボール協会、各連盟及び各ブロックハンドボール協会、委員会等が、現場における諸課題の共有・解決を図り、もって、ハンドボール競技の普及、振興を目指す会議体である全国理事長会（以下「本会」という）を組織する。

### (構成)

第 2 条 本会は、以下の各号に定める各団体、委員会又はその他の団体等における業務執行の責任者として選出される理事長及び委員長等（あわせて以下「理事長等」という）によって構成される。

- (1) 本協会定款第 53 条に定める加盟団体
- (2) 本協会の小学生専門委員会、中学生専門委員会及びビーチハンドボール委員会
- (3) 前各項のほか、本規程第 1 条に定める目的に照らし、前各項に定める団体及び委員会に準じて必要と認めたもの

### (開催)

第 3 条 本会は、原則として、毎年度 8 月～10 月の間及び 2 月に各 1 回開催する。

2. 本会の招集は、次条に定める本会の代表者（以下「代表者」）が行う。
3. 第 1 項に定めるほか、本会は、必要と認められる場合は、代表者の決定により、いつでも開催することができる。
4. 代表者は、本会を招集する場合には、次に掲げる事項を定め、当該事項を本会の開催の 7 日前までに、前条各号に定める団体等に対して、通知するものとする。
  - (1) 本会の日時及び場所又は開催方法
  - (2) 本会の議題がある場合は、当該議題
5. 本会への出席にかかる交通費、宿泊費及びその他の諸経費については、本会の出席者の所属団体等が負担するものとする。

### (代表者)

第 4 条 代表者は、9 ブロック代表者の中から互選により選定する。

2. 代表者は、議長として、本会の議事の進行及び整理を行う。
3. 代表者がやむを得ない事由で本会に出席できない場合は、事前に代表者がブロックの代表者の中から指名した者が議長の任にあたる。

### (本協会役員の出席等)

第 5 条 本協会の専務理事及び常務理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、本会に出席しなければならない。

2. 本協会の事務局員は、本会の運営を補助するために本会に出席することができる。
3. 本会の出席者は、本会において、議長に対し、理事長等及び前各項に定める者以外の者の出席を求め、議長の許可を得た上で同人を出席させることができる。
4. 前項の定めるところにより本会に出席した者は、本会において意見等を述べることができる。

### (事務業務)

第 6 条 本会の事務業務は、本協会の事務局が行う。

### (決議)

第 7 条 本会の決議は、理事長等の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の場合は、議長の裁決するところによる。

(本協会理事会への具申)

- 第 8 条 代表者は、本会で議論された事項を、本協会の理事会へ具申することができる。
2. 前項に定める具申の決定は、本会出席者の過半数をもって行う。

(議事録)

- 第 9 条 本会の議事について議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には、議長及び議長が本会出席者の中から選定した理事長 2 名が押印しなければならない。
  3. 代表者は、本会終了後の直近の本協会の理事会又は常務理事会において、当該本会の議事録の内容を報告しなければならない。
  4. 議事録は、本会の日から 10 年間、本協会事務局において保管するものとする。

(改廃)

- 第 10 条 本規程の改廃は、本協会理事会の決議をもって行う。

(附則)

本規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
令和 4 年 4 月 1 日一部改正  
令和 5 年 6 月 3 日一部改定